

厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部改正について（概要）

1 改正の概要

(1) 荷さばきのための駐車施設の附置の追加（新設）

荷さばきのための駐車施設の附置に関する規定を追加します。

(2) 駐車台数の算定方法の変更・特定用途の区分の変更

駐車台数の算定方法及び特定用途の区分を変更します。一般車の駐車台数の緩和になります。

(3) 自動二輪車のための駐車施設の附置の追加（新設）

自動二輪車のための駐車施設の附置に関する規定を追加します。

【参考】特定用途 4,000 m²（百貨店その他の店舗）の場合

用途	条例区分	駐車台数	
(1) 荷さばき	現条例	0台	追加
	新条例	1台	
(2) 一般車	現条例	13台	緩和
	新条例	10台	
(3) 自動二輪車	現条例	0台	追加
	新条例	1台	

(4) 大規模低減（新設）

大規模な事務所及び共同住宅については、大規模低減に関する規定を追加します。

(5) 駐車のために供する部分の規模（駐車ます）の変更

駐車のために供する部分の規模（駐車ます）を変更します。

現条例	車種	幅	奥行き	はり下
	自動車（指定なし）	2.3m以上	5.0m以上	規定なし



新条例	車種	幅	奥行き	はり下
	全体×70%	2.3m以上	5.0m以上	規定なし
	全体×30%	2.5m以上	6.0m以上	規定なし
	車椅子利用者 用駐車施設	3.5m以上	6.0m以上	2.3m以上
	荷さばき	3.0m以上	7.7m以上	3.2m以上
	荷さばき全体 ×40%	2.5m以上	6.0m以上	規定なし
	自動二輪車	1.0m以上	2.3m以上	規定なし

(6) 廃止の届出（新設）

廃止届に関する規定を追加します。

(7) 罰則に関する規定の変更及び追加

罰則金額の変更及び届出違反に関する規定を追加します。

- ・措置命令に違反：10万円以下→50万円以下の罰金に変更
- ・立ち入り検査等を正当な理由なく拒む等：3万円以下→20万円以下の罰金
- ・駐車施設に関する届け出違反等：10万円以下の罰金（新設）

2 条例改正による効果

現条例と比較すると、附置すべき駐車台数が減ります。ただし、荷さばきのための駐車施設や自動二輪車のための駐車施設を設ける必要がある他、駐車のために供する部分の規模を、条例に規定する規模に適合させる必要があります。

3 施行日

令和8年4月1日

4 経過措置

施行日から起算して6月を経過した日（以下「適用日」という。）以後に建築物の新築、増築又は用途の変更（以下「新築等」という。）の工事に着手した者について適用し、適用日前に建築物の新築等の工事に着手した者については、改正前の条例を適用することとします。

改正内容の詳細及び個別事案の相談等については、都市計画課までご連絡ください。